

PL Report <2013 No.1>

国内の PL 関連情報

■ 峰の部分で切り傷を負った包丁

(2013 年 2 月 7 日 独立行政法人国民生活センター)

(独) 国民生活センターは、消費者から消費生活センターに寄せられた「かぼちやを切るために包丁の峰に人さし指を当てて力を入れたところ、人さし指に切り傷を負った。交換した包丁でも同様にけがをした。商品に問題ないか調べてほしい」との依頼を受け、該当する 2 丁を含む合計 9 丁の包丁のテストを行いその結果を公表した。

テストは、エッジテスターを使用した ST 基準（玩具安全基準）の鋭利度試験により実施した結果、該当する 2 本の包丁の峰の縁は面取り加工がほとんど施されておらず、一部を除き鋭利と判断された。他の 7 丁については面取り加工された部分では鋭利と判断されなかったが、一部の箇所では鋭利と判断された。同センターでは、「包丁の使用上の安全性確保のためには峰の部分に適切な面取り加工が必要」としている。

なお、該当する包丁の製造事業者に対し、このテスト結果を報告したところ、製造事業者から「中国工場での峰の仕上げ加工全般の品質向上と検品の強化、さらに国内受け入れ後の検品強化に取り組む」旨の回答がなされるとともに、相談者に対して商品代金全額が返金された。

ここがポイント

「包丁で手を切っても製品の欠陥ではない」とは、PL 法における欠陥（通常有すべき安全性）に関する説明に良く使われる例えですが、包丁でも「刃」以外の部分に手を触れて怪我をすれば、通常有すべき安全性を欠いていたといわざるを得ません。特に本件では、「固いものを包丁で切る際には、包丁の峰に手を当てて力を加える」という、“意図される使用”の範囲内で事故が発生したため、このような比較テストの実施となったと思われます。

今回のテスト結果を受けた製造事業者の回答からは、本製品の面取り加工の不備は、加工工程における品質管理及び検品漏れが原因と推察されますが、製品の安全性を確保するには、製品を製造あるいは調達してから市場へ流通させるまでのサプライチェーンにおいて、関係する事業者は下記のような点に留意すべきでしょう。

- ・ 自社の扱う製品について、製品の安全を確保するために満たすべき要求事項（製品安全要求事項）とその判断基準（製品安全基準）を明確にする。
- ・ 製品を社外から調達する場合、あるいは生産を社外に委託する場合には、上記の製品要求事項と製品安全基準を供給者に提示し、合意を得る。
- ・ 新製品であれば試作品を、既製品であればサンプル品を入手し製品安全基準に適合していることを確認する。
- ・ 量産品の出荷検査結果を検証する。

本件の場合も、例えば社内において、包丁の安全性の確保には「峰の部分の面取り加工がされていること」が要求項目化され、「面取り加工の程度」が基準化されていれば、製造工程で面取りが適切に実施されなかった場合でも、不適合は試作品/サンプル品の確認、量産品の出荷いずれかのプロセスで発見できたと考えられます。複数のプロセスを組み合わせることで不適合品の流出を防止するシステムを構築すること、システムが機能しなかった場合にはど

のプロセスに問題があったのかを把握して改善を加えること、そして、その改善を継続することが重要といえます。

花粉症対策の眼鏡により子どもがけが

(NHKニュース 2013年2月23日)

花粉症対策の眼鏡をかけた子どもが、人や物とぶつかった際に目の周りをけがする事故が相次いでいる。花粉症対策の眼鏡は花粉が目に入りにくくするため、レンズ周囲が樹脂で覆われたゴーグルのような形状をしている。この覆いが目の周りの皮膚とぶつかり、「子どもがかけて運動中に人とぶつかった際、目の周りを切った」等、国民生活センターに子どもがケガをしたという情報が、平成22年から6件寄せられている。国民生活センターは、「花粉が飛んでいる日だけにかけるのではなく、ふだんからかけて目を慣らすとともに、走り回るときには外すよう声をかけて、事故が起きないようにしてほしい」と注意を呼びかけている。

ここがポイント

この花粉症対策の眼鏡は、スポーツ用ゴーグルのように目を覆うことで目に花粉が付着しにくくすることにより、花粉症アレルギーの発症を抑えることを目的としていますが、一般の眼鏡やゴーグルと比較し、以下のような特徴があります。

一つ目は、使い方です。花粉症対策眼鏡の着用は外出時が多く、室内では外すことが多いと考えられます。また、着用は花粉が舞う時期のみに限定され、視力にかかわらず、日頃眼鏡をかけない人も使用すると考えられます。

二つ目は、外部からの衝撃の影響です。一般に花粉症対策眼鏡は、花粉が眼鏡内に侵入しにくくするため、眼鏡のフレームに樹脂製の覆いが追加され、目の周りの皮膚に接近、または触れる構造となっています。そのため、眼鏡と他物が接触すると、そのエネルギーは覆いを介して皮膚に伝わり、覆いが顔に接する部分にけがをすることがあり得ます。これに対し、一般の眼鏡は、フレームと顔面に距離が保たれており、ぶつけても曲る等衝撃が緩和される工夫がなされているものもあります。またゴーグルは顔面に接触する部分に柔軟な材料が用いられているため、けがに至ることは少ないと考えられます。

三つ目は、視野の制限です。この眼鏡は一般の眼鏡より覆いがある為、視野が狭まり運動等には適さないことが考えられます。また日常生活でも視野が狭まるため、周囲の状況に対する認知力が低下することが考えられます。

花粉症対策眼鏡のこれらの特徴から、成人であっても転倒などにより負傷の可能性があります。まして子供の場合は今回のような事故に至る可能性が高くなると考えられます。また、子供であるが故に戸外で活発に活動することが成人よりも日常生活に占める割合が多く、子供用の眼鏡に「眼鏡をして遊ばない」等という使用制限を設けようとしても、実際には有効ではない場合が多いと考えられます。

事業者は、想定する製品使用者の特性も踏まえ、予見可能な誤使用も含め製品による危害要因を漏れなく想定した上でリスクアセスメントを行い、製品による事故発生リスクの低減に努めることが求められます。特に、通常は成人向けの製品を子供用に設計する場合、目的や用途が同一でも、使用者の特性により想定される使用条件が異なり、個別の要求仕様も異なる可能性があることを十分に認識して行う必要があります。その上で、想定される危険や実際に発生した事故等のリスク情報を正確に使用者に提供することが重要となります。

農林水産省では、生産者・食品事業者向けにパンフレット「食品トレーサビリティに取り組みましょう!」を作成するとともに、取組推進に関する詳細資料を公開した。食品トレーサビリティは、国際的には「生産、加工及び流通の特定の一つ又は複数の段階を通じて、食品の移動を把握すること」と定義され、EU や米国等では、食品全般を対象にトレーサビリティ制度を導入している。我が国では牛トレサ法（平成 15 年）、米トレサ法（平成 22 年）が制定されているが、食品全般のトレーサビリティについては、食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月閣議決定）において義務付け等について検討していくこととしている。農林水産省では、食品トレーサビリティの取組を着実に促進していくため、食品事業者の自主的な取組を支援するとともに、地域段階での取組普及を行っていく。

ここがポイント

この度の農水省における食品トレーサビリティの推進に関しては、平成 15 年からの消費者団体との施策意見交換会、全国ブロック別の意見交換会（平成 20 年度）、食品トレーサビリティシステム導入準備委託事業（平成 23 年度）を踏まえており、これらの経緯も同省ホームページに掲載されています。

財団法人食品産業センターによれば、食品企業が公開した食品回収事故件数は 2012 年の 1 年間（1 月～12 月）で 706 件に上り、前年の 565 件と比較して大幅に増加しています。製品回収の場合は対象ロットの特定が必須であり、その上でも食品トレーサビリティ態勢の構築は重要です。

食品トレーサビリティの導入に際しては、主原料の他に包装資材や添加物、水等の副材料も含めた原料管理と製造ラインや作業日時、受注出荷等の情報管理とを整理し、原料と製品、販売先とを紐付けして管理することになります。それ故、加工途中のロット単位はもちろんのこと、原料荷受、製品出荷のロット単位の設定とその根拠の明確化が食品トレーサビリティを構築する上で重要なポイントになります。過度な識別ロットの小口化は管理が複雑多岐になる一方、雑駁なロット管理はトレースの精度が低下し、万一の場合、回収の範囲が必要以上に広がる可能性があります。

近年、IC タグやバーコードを活用して、これらの原料と情報とを管理する電子システムが注目されており、事業者は、食品トレーサビリティの態勢整備を進めるにあたり、電子システムの積極的な活用を検討すべきでしょう。食品トレーサビリティについては、第三者認証の可能な国際規格 ISO22005:2007（飼料及びフードチェーンにおけるトレーサビリティ）が発行されていますので、これらを参考に、自社としての管理ルール明確化・文書化を含めた態勢整備を進めることも一つの方法です。

識別単位（ロット）の定義や識別記号のルール化、分別管理の方法の明文化等により、自社のトレーサビリティシステムを構築後、実際の運用にあたっては、次のような取組を行うにより、構築したトレーサビリティシステムを継続的に見直し、改善を図っていくことが望まれます。

- ①回収訓練：物流範囲に応じた事故を想定した上で、机上（バーチャル）にて、回収食品の対象ロットを特定できるか、また、市場から回収できるかを検証し、構築したトレーサビリティシステムの妥当性を検証する。
- ②内部監査：トレーサビリティに関するルールと実務との整合性等を監査し、自社の食品トレーサビリティシステムの PDCA サイクルとしての運用状況を評価する。

海外の PL 関連情報

米民間団体が子供用製品のリコール分析レポートを公表

米国の民間団体である Kids in Danger (KID) は、本年 2 月 13 日、2012 年の米国における子供用製品のリコールについての分析レポートを公表した。

今回発表されたレポートは 2012 年中に実施された製品リコールを対象としており、レポートによると、2012 年の子供用製品のリコール件数は 97 件と前年に比べ 20%減少する一方で、リコール実施前になされた事故報告の件数や傷害・死亡事故の発生件数は、リコール件数とは逆に前年に比べ大幅に増加している。

ここがポイント

KID は、製品事故等からの子供の保護、危険な子供用製品に関する啓発等を目的とするこの米国の民間非営利団体ですが、今回発表されたレポートは、KID が米国消費者製品安全委員会 (CPSC) により公表された製品事故や製品リコールに関する情報、特に子供用製品に関する情報を分析したもので、毎年公表されています。

レポートによると、下表 (レポートより抜粋・編集) のように全体の製品リコール件数が増加する中、2012 年の子供用製品のリコール件数は減少に転じており、これには、ベビーベッドなど新たな製品安全基準導入の効果が考えられるとしています。一方、リコールされた製品種類としては、現状では規制がなく事故が多発している幼児用簡易ベッド※を含め育児用製品 (31%) や衣類 (23%) が上位を占めるとしています。

※ 幼児用簡易ベッドに関する事故と CPSC の対応については、本誌 2012 年度第 10 号「米 CPSC、今度は幼児用簡易ベッドの製造業者を告発」を参照。

暦年	製品リコール 合計件数	うち子供用製品 のリコール件数	割合 (%)	リコールされた 子供用製品の数
2012	346	97	24%	13,039,818
2011	310	121	39%	11,627,576
2010	355	160	45%	44,492,577
2009	346	143	41%	21,124,551
2008	394	190	48%	18,730,715

なお、本レポートの特徴として、リコール件数の推移のほか、リコール対象製品が実際にリコールされる以前にその製品に関する CPSC への事故報告や傷害・死亡事故がどの程度発生していたかを分析することで、リコールの迅速性についての分析を試みていることがあげられます。これによると、リコール件数の減少に反して、リコール実施前の事故報告件数 (2,525 件、49%増) や傷害事故発生件数 (232 件、38%増)、死亡事故件数 (9 件、200%増) は、いずれも前年比で大幅に増加しており、リコール対応に遅れのあったことが懸念されます。

こういった分析結果に基づき、KID は CPSC に対し、事故の多い簡易ベッド等への規制強化に加え、迅速なリコールの実施に向けリコール実施企業に対してより踏み込んだ指導を行い、従わない場合には罰金や行政措置等の強硬手段を取ることを求めています。

米国では、子供用製品の安全性への関心が極めて高く、本レポートも多数のメディアで取り上げられています。こうした世論に対応し、CPSC が製品リコールの強化に向けてどのような対応を取るのか、引き続き留意する必要があります。

米国会計検査院（GAO）は、本年 3 月、米国消費者製品安全委員会（CPSC）は同委員会が WEB 上で公開している事故情報データベース（SaferProducts.gov）の改善を図るべきとするレポート※を公表した。レポートにおいて、GAO は CPSC に対し、同サイトの利用状況を分析の上、消費者における認知度の大幅な向上、検索機能等使い勝手の改善を図ることなどを要求している。

※” Awareness, Use, and Usefulness of SaferProducts.gov”

<http://www.gao.gov/assets/660/652916.pdf>

ここがポイント

SaferProducts.gov（2011 年 3 月リリース）は、CPSC が WEB 上で運営する製品事故情報等に関する公開データベースです。同サイトでは、製品事故の被害者を含む消費者が、製品事故等に関する情報を書き込むことができ、書き込まれた事故情報は製造事業者へ通知され、一定期間内に製造事業者による評価・コメントが求められるとともに、事実の誤謬がある場合など非公開扱いとすることを CPSC が認めた場合を除き、WEB 上で事故情報等が公開され、誰でも閲覧・検索できる状態となります。

このような機能により、同サイトは危険製品に関する情報を幅広く消費者に伝えることを目的としていますが、今回の GAO のレポートは、同サイトに関し大幅な改善を図ることを CPSC に要求するものです。

今回の要求に際し、GAO は一般消費者によるユーザーテストを実施し、検索性などについて一定の評価をした上で、改善すべき点として次のような点を指摘しています。

- ・利用者に関するデータ取得が不十分かつ評価規準もないため、アクセスや利用状況に関する詳細分析・評価ができない。
- ・ユーザーテストの参加者（37 名）の多くは同サイトの有用性を評価したが、参加する以前は同サイトの存在を認知しておらず、同サイトの認知度が不十分である。
- ・事故情報の書き込みには、個人情報の登録は必須ではないが（下書き保存が必要な場合のみ個人情報を登録）、ユーザーテストでは 3 分の 1 のユーザーが登録必須と誤解した。このような誤解により事故情報の書き込みが妨げられている可能性がある。

前述のように、同サイトへの事故情報の書き込みが行われれば、製造事業者は迅速な対応を求められることになります。今回の GAO の指摘、改善要求については CPSC も同意しており、今後、CPSC は同サイトの認知度の向上や使い勝手の改善に取り組むことが予想されことから、引き続きその動向に留意する必要があります。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS & ADインシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL Master」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL Master」



「PL Master」はじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 コンサルティング第一部 CSR・法務第一・第二グループ（TEL. 03-5296-8912）、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2013